

木更津市景観形成推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年9月28日

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市告示254号

木更津市景観形成推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木更津市景観条例（平成27年木更津市条例第37号）の施行に伴い、良好な景観形成に資する事業を実施する市民団体等を支援するため、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該市民団体等に補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民団体等」とは、市民活動を自主的に実施する団体等で、主たる活動拠点を木更津市内に置くものをいう。ただし、政治、宗教又は代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員である団体を除く。

(対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の種別、補助金額及び限度額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、他の制度による補助金等を受ける事業は対象としない。

事業の種別	補助金額	限度額
木更津市景観計画に基づく景観計画区域内（都市公園等及び学校等の敷地を除く。）における次に掲げる事業。 (1) 公共施設内の景観形成に資する施設の設置及び維持管理 (2) 公共施設の塗装等 (3) 公共施設内におけるフラワーポット及び花壇等の設置 (4) 公共施設内のフラワーポット及び花	第3条で規定する事業で、人件費、食糧費及び交通費を除く経費とする。	5万円

壇等の花きの植替え（維持管理を含む。）		
---------------------	--	--

2 市民団体等がこの要綱に基づき受けることができる補助金は、1年度につき1回とする。

（交付の申請）

第4条 市民団体等が規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、木更津市景観形成推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体名簿
- (3) 施設管理者の承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付す条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けると。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けると。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けると。
- (4) その他市長が必要と認める条件

（補助金の交付決定）

第6条 規則第6条に規定する通知は、補助金を交付すると決定をしたときは木更津市景観形成推進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは木更津市景観形成推進事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）にその理由を付して行うものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 市民団体等が第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、木更津市景観形成推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第8条 市民団体等が規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、当該事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、木更津市景観形成推進事業実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 当該事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定等)

第9条 規則第14条の規定による通知は、木更津市景観形成推進事業補助金額確定通知書（別記第6号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 市民団体等が規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、木更津市景観形成推進事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 市民団体等が規則第16条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは木更津市景観形成推進事業補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(理由の提示)

第12条 市長は、補助金の交付決定の取消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させようとするときは、規則第21条の規定により当該市民団体等に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条）

木更津市景観形成推進事業補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

所在地

団体等名

代表者氏名 印

年度において木更津市景観形成推進事業補助金の交付を受けたいので、木更津市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

補助金交付申請額 円

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 経費の配分

総事業費	内 訳			備 考
	市補助金	事業実施団体	その他	
円	円	円	円	

- 5 完了（予定）年月日

所在地

団体等名

代表者氏名

木更津市景観形成推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木更津市景観形成推進事業補助金交付申請については、木更津市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定をする。

年 月 日

木更津市長

記

1 補助金交付決定額

2 補助金交付条件

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定した期間内では完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となる場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示に従うこと。
- (4) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 市民団体等による当該事業中の事故、及び第三者との紛議については、市民団体等の責任とする。

所在地

団体等名

代表者氏名

木更津市景観形成推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木更津市景観形成推進事業補助金交付申請については、下記の理由により交付しないことを決定する。

年 月 日

記

木更津市長

1 交付しない理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条）

木更津市景観形成推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

木更津市長 様

所在地

団体等名

代表者氏名

印

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金交付の決定通知のあった木更津市景観形成推進事業を変更（中止・廃止）したいので、木更津市補助金等交付規則第5条の規定により、その承認を申請します。

- 1 変更（中止又は廃止）しようとする理由
- 2 変更しようとする内容

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		

- 3 変更しようとする経費の区分

変 更 前				変 更 後				備 考
総事業費	内 訳			総事業費	内 訳			
	市補助金	事業実施 団体負担額	その他		市補助金	事業実施 団体負担額	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	

- 4 変更しようとする期限

	変 更 前	変 更 後
完 了 年 月 日		

第5号様式（第8条）

木更津市景観形成推進事業実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

所在地

団体等名

代表者氏名 印

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金交付の決定通知のあった木更津市景観形成推進事業を実施したので、木更津市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の成果
- 4 経費の区分

総事業費	内 訳			備 考
	市 補 助 金	事業実施団体	そ の 他	
円	円	円	円	

- 5 完了年月日



第6号様式（第9条）

木更津市景観形成推進事業補助金額確定通知書

木更津市達第 号  
年 月 日

所在地  
団体等名  
代表者氏名 様

木更津市長 印

年 月 日付け木更津市指令第 号で交付を決定した 年度木更津市景観形成推進事業補助金については、下記のとおり確定したので木更津市補助金等規則第14条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 確定額

第7号様式（第10条）

木更津市景観形成推進事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

所在地

団体等名

代表者氏名 印

年 月 日付け木更津市達第 号をもって額の確定のあった木更津市景観形成推進事業補助金を、木更津市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

第8号様式（第11条）

木更津市景観形成推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

木更津市長 様

所在地

団体等名

代表者氏名 印

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金交付の決定通知のあった木更津市景観形成推進事業補助金（ 円）を、木更津市補助金等交付規則第16条の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

金 円